

# 高齢者福祉サービスのご案内



住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために

## 高齢者の方やご家族様へ

是非ご一読いただき、各種高齢者福祉サービスをご活用ください。  
また、行田市ホームページの下記URLからご参照ください。

①「医療・健康・福祉」(メニュー)

[http://www.city.gyoda.lg.jp/iryo\\_kenko\\_fukushi/koureshafukushi/index.html](http://www.city.gyoda.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/koureshafukushi/index.html)

②「高齢・障がい・福祉」(目的別で探す)

<http://www.city.gyoda.lg.jp/mokuteki/kourei/index.html>

行 田 市  
健康福祉部高齢者福祉課  
令和5年7月現在

# 目 次

## I 在宅福祉サービス等

第1 高齢者が安心・安全で自立して日常生活を送るためのサービス		
1	配食サービス	1 ページ
2	在宅高齢者緊急通報システムサービス	1 ページ
3	ひとり暮らし高齢者見守りサービス	1 ページ
4	福祉電話の貸与	2 ページ
5	安心・安全情報キットの配布	2 ページ
6	安心・安全カードの配布	2 ページ
7	日常生活用具の給付サービス	2 ページ
8	寝具の乾燥及び丸洗いサービス	3 ページ
9	いきいき元気サポート制度	3 ページ
第2 在宅で介護を必要とする方やご家族の生活を支援するサービス		
10	介護者手当の支給	4 ページ
11	訪問介護サービス利用者負担額の助成	5 ページ
12	紙おむつの給付サービス	5 ページ
13	徘徊高齢者等早期発見シールの配布	5 ページ
14	徘徊高齢者等位置探索サービス	6 ページ
15	介護マークの配布	6 ページ
第3 その他のサービス（各種証明書の発行等）		
16	おむつ使用証明書（医療費控除）の発行	7 ページ
17	要介護認定者にかかる障害者控除の認定	7 ページ
18	成年後見制度	7 ページ

## II 敬老事業及び生きがい事業

第4 多年にわたり社会に貢献された方々に敬意を表し長寿を祝福するサービス		
19	敬老模範家庭・金婚夫婦の表彰	8 ページ
20	各地区敬老会事業への補助金の交付	8 ページ
21	敬老祝金の支給	8 ページ
第5 地域の方々と交流しいつまでも健康で明るく暮らすためのサービス		
22	シニアクラブ（老人クラブ）活動	9 ページ

# 第1 高齢者が安心・安全で自立して日常生活を送るためのサービス

## 1 配食サービス

- (内 容) 見守りが必要な高齢者を対象に栄養バランスのとれた食事をお届けしながら安否確認を行います。  
・利用者1人当たり週4食まで(土日を含む。)  
・希望の曜日と、昼食・夕食のどちらかを選べます。  
(1日のうち1食まで)  
※ 安否確認を目的としているため、ご自宅で利用者ご本人が直接お弁当を受け取ってください。
- (対 象 者) 65歳以上の方のみで構成する世帯の方で、自ら食事の支度を行うことが困難で、かつ他の方から食事の提供を受けられない方
- (費 用) 1食400円(おかずのみの場合は費用が異なります。)  
※ 詳細は市にて配布しているチラシをご覧ください。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 地域包括ケアグループ6番窓口  
TEL:556-1111 内線278

## 2 在宅高齢者緊急通報システムサービス

- (内 容) 自宅に設置した緊急通報装置(レンタル)を使用して緊急通報センターに通報し、救助を速やかに受けられるようにすることで、日常生活上の不安等を軽減するとともに、生活の安全の確保を図ります。
- (対 象 者) (1) 65歳以上のひとり暮らしの方  
(2) 65歳以上のねたきり高齢者を抱える高齢者のみで構成される世帯の方
- (費 用) 月額利用料金(税抜)は、以下のとおりです。
- | 利用者区分    | 機種   |        |
|----------|------|--------|
|          | 固定型  | 携帯型    |
| 市民税非課税世帯 | 400円 | 1,440円 |
| 市民税課税世帯  | 400円 | 1,800円 |
- ※生活保護受給者の方はすべて無料
- ※ 携帯型を利用できるのは、固定電話回線をお持ちでない方に限ります。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線223

## 3 ひとり暮らし高齢者見守りサービス

- (内 容) 週2回(月・金曜日の午前中)、シルバー人材センター会員がご自宅を訪問し、見守りと生活状況の変化を含めた安否確認を行います。
- (対 象 者) 他者による見守りがなく、次のすべてに該当する75歳以上のひとり暮らしの方。  
(1) 緊急通報システム事業を利用していない方  
(2) 配食サービス事業を利用していない方  
(3) デイサービスやヘルパー等の介護保険サービス(福祉用具・住宅改修を除く)を利用していない方  
(4) 他者との交流を伴う就労をしていない方  
(5) 同一敷地内に親族が居住していない方  
(6) 市内に一親等の親族(子・親)が居住していない方
- (費 用) 無料
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線223

#### 4 福祉電話の貸与

- (内 容) 福祉電話（電話回線）を貸与することで、孤独感の解消及び緊急時における連絡手段の確保に役立っています。
- (対 象 者) 65歳以上の低所得者（生活保護受給者）
- (助 成 額) 月々の基本料金  
※ 通話料金は借受者の負担となります。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 225

#### 5 安心・安全情報キットの配布

- (内 容) かかりつけ医や服用薬等の医療情報、緊急連絡先等、緊急時に必要な情報を記入する「安心・安全情報シート」と、それを保管しておくためのペットボトル容器を配布することで、高齢者の安心・安全の確保に役立っています。
- (対 象 者) おおむね65歳以上の方で、下記のいずれかに該当する方  
(1) ひとり暮らしの方  
(2) 高齢者のみで構成される世帯の方  
(3) ねたきりや認知症の方  
(4) 日中独居となる方  
※ 家族が仕事等で不在となることで、日中をひとりで過ごす方
- (利用方法) 安心・安全情報キット（情報シートを入れたペットボトル容器）を自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、有事の際に駆けつけた救急隊員が、その情報を活用して救命に役立っています。
- (費 用) 無料
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 223

#### 6 安心・安全カードの配布

- (内 容) 安心・安全情報キットと同様の内容を記入できるカード型のもの（保険証サイズ）を配布することで、外出先においても、高齢者の安心・安全の確保に役立っています。
- (対 象 者) おおむね65歳以上の方で、下記のいずれかに該当する方  
(1) ひとり暮らしの方  
(2) 高齢者のみで構成される世帯の方  
(3) 日中独居となる方  
※ 家族が仕事等で不在となることで、日中をひとりで過ごす方
- (利用方法) 安心・安全カードを携帯して外出することで、外出先での容態の急変に対し、駆けつけた救急隊員がその情報を活用して救命に役立っています。
- (費 用) 無料
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 223

#### 7 日常生活用具の給付サービス

- (内 容) 用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
- (対 象 者) 電磁調理器：おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等  
自動消火器：おおむね65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
- (種 類) 自動消火器、電磁調理器
- (費 用) 購入に要する額の10%  
※ 生活保護受給者は無料となります。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 225

## 8 寝具の乾燥及び丸洗いサービス

- (内 容) 寝具の乾燥及び丸洗いを行い、高齢者等の保健衛生の向上を図ります。
- (対 象 者) 市内に居住及び住民票がある施設に入所等していない方で、下記のいずれかに該当する方
- (1) 75歳以上のひとり暮らしの方
  - (2) 要介護4又は要介護5の要介護認定を受けた状態が3か月以上継続している方

(費 用)

利用者区分	寝具の乾燥等の1回当たりの負担金	
	乾燥	丸洗い
市民税非課税者	150円	250円
市民税課税者	300円	500円
※生活保護受給者の方はすべて無料		

(実施時期)

5月、8月、11月、翌年2月の年4回

※ 上記実施時期に1回を限度として、希望により寝具の「乾燥」に替えて「丸洗い」の実施が可能です。

(持参するもの)

サービスを受ける方の介護保険被保険者証

※ 要介護4又は要介護5の要介護認定を受けている場合に限りです。

(問 合 せ)

高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線225

## 9 いきいき元気サポート制度

- (内 容) 部屋の掃除、買い物代行、洗濯や布団干し、外出の付き添い等の日常生活において身の回りのお困りごとの支援をいきいき元気サポーター（有償ボランティアの方）が行う地域の支え合いの制度です。

(対 象 者)

在宅において支援が必要な高齢者、障害者、児童等の方

(費 用)

30分当たり350円

※ 事前に利用券の購入・登録が必要となります。

(問 合 せ)

行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内） TEL:557-5400

## 第2 在宅で介護を必要とする方やご家族の生活を支援するサービス

### 10 介護者手当の支給

- (内 容) 重度の要介護状態により介護を必要とする方を現に在宅で介護している方に対し、介護者手当を支給します。
- (支 給 額) 月額5,000円 (介護を受けている方1人につき)
- (支給対象者) 下記の(1)から(6)までの全てに該当する方を現に在宅で介護している市内に住民票がある方

<input type="checkbox"/>	(1) 市内に居住し、行田市に6か月以上継続して住民票がある方
<input type="checkbox"/>	(2) 40歳以上で行田市の介護保険に加入している方
<input type="checkbox"/>	(3) 要介護4又は要介護5の要介護認定を受けた状態が6か月以上継続している方
<input type="checkbox"/>	(4) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム(これに準ずる施設を含む)、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、保護施設、障害者支援施設に入所等していない方
<input type="checkbox"/>	(5) 介護保険料を滞納していない方
<input type="checkbox"/>	(6) 手当の支給を受ける月の属する年度(4月から7月までの月分として支給される手当については、その前年度)の市町村民税が課税されていない方

上記(1)から(6)までの全てに該当する場合は、介護者手当の受給資格の認定を受けることができますので、行田市在宅重度要介護高齢者等介護者手当受給資格認定申請書(様式第1号)を市役所本庁舎1階にある6番窓口に出してください。

- (支給条件) 受給資格の認定後、下記の(7)又は(8)のいずれかに該当した場合に実際に手当を受給することができます。

<input type="checkbox"/>	(7) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイ、病院等の施設※に入所、入院等していない(自宅で継続して介護している。)
<input type="checkbox"/>	(8) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイ、病院等の施設※に1か月に通算して15日以上入所、入院等しなかった(入所、入院等以外の日数は自宅で介護していた。)

※ ここでいう施設は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイ、病院等のほか、上記(4)に記載している以外の全ての施設を指します。

- (持参するもの) ・振込先となる預金通帳  
 ・介護を受けている方の介護保険被保険者証
- ※ (6)の確認が取れない場合は、介護を受けている方の当該年度(4月から7月までの申請は前年度)の市町村民税が課税されていないことを証する書類が必要となります。

- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線225

### 1 1 訪問介護サービス利用者負担額の助成

- (内 容) 介護保険の訪問介護サービス（ホームヘルパー）等を受けている低所得者に対して、訪問介護サービス利用料の助成を行います。
- (対 象 者) 要介護認定を受けている方で、生計中心者の前年分の市民税が非課税の世帯に属する方
- (助 成 額) 利用した額の50%  
※ 高額介護サービス費等の支給がある場合は、その額を控除します。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 地域包括ケアグループ6番窓口  
TEL:556-1111 内線 278

### 1 2 紙おむつの給付サービス

- (内 容) 紙おむつ及び尿取りパッドを給付（委託業者による戸別宅配）することで、本人及びその家族を援助し、その精神的、経済的負担の軽減を図ります。
- (対 象 者) 市内に居住及び住民票がある紙おむつを必要とする方で、下記のいずれにも該当する方  
(1) 40歳以上で行田市介護保険に加入している要介護3以上の方  
(2) 施設に入所、入居又は入院していない方
- (給付上限額) ・世帯全員の住民税が非課税の世帯又は生活保護受給者世帯  
1か月の紙おむつの給付上限額 6,000円＋消費税等相当額  
・世帯のどなたかに住民税が課税されている世帯  
1か月の紙おむつの給付上限額 3,500円＋消費税等相当額
- (費 用) 1か月に給付する紙おむつの給付代金が給付上限額を超えた場合は、その差額分は受給者の負担となります。
- (持参するもの) 給付を受ける方の介護保険被保険者証
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 地域包括ケアグループ6番窓口  
TEL:556-1111 内線 278

### 1 3 徘徊高齢者等早期発見シールの配布

- (内 容) 認知症により著しい徘徊行動が見られる高齢者等が所在不明になった場合に、その方の早期発見と事故の未然防止を図るとともに、ご家族の精神的負担の軽減を図るため、「徘徊高齢者等早期発見シール」を配布します。  
・専用の反射シールを1シート（21枚）配布します。  
・当事者の特徴や緊急連絡先等の必要事項の登録が必要です。  
・反射シールは、靴の後ろや外出時に身につけるものに貼っていただきます。  
※ 登録者の情報は、行田警察署に情報提供するため、登録者の捜索に役立つほか、保護された時の身元確認とご家族への連絡が容易になります。
- (対 象 者) おおむね65歳以上の方のうち、認知症等により徘徊のおそれがある方
- (費 用) 無料
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 地域包括ケアグループ6番窓口  
TEL:556-1111 内線 278

## 14 徘徊高齢者等位置探索サービス

- (内 容) 徘徊高齢者を介護する方に対し、徘徊高齢者の現在位置を探索するための端末機器を貸与することで、その早期保護と安全確保に寄与するとともに、介護にかかる精神的負担の軽減を図ります。
- (対 象 者) 下記のいずれかに該当する方  
(1) 要介護認定を受け市内に居住しているおおむね65歳以上の徘徊高齢者等の介護者等  
(2) その他市長が特に必要と認めた方
- (費 用) 加入料金及び付属品については無料  
※ 月々の基本料金や、位置情報提供料金等は自己負担となります。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 地域包括ケアグループ6番窓口  
TEL:556-1111 内線 278

## 15 介護マークの配布

- (内 容) 介護を必要とする認知症高齢者や要介護高齢者等の介護者に対して介護マークを貸与することにより、対外的に介護が必要であることが分かりにくい要介護者への介護に係る偏見や誤解等を解消するとともに介護者への心理的負担等の軽減を図ります。
- (対 象 者) 市内に住民票がある高齢者（被介護者）を介護している方
- (費 用) 無料
- (持参するもの)  
・介護している方（申請者）の本人確認書類  
（マイナンバーカードまたは運転免許証等）  
・介護を受けている方（被介護者）の介護保険被保険者証  
※ 要介護認定を受けている場合に限りです。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 225



### 第3 その他のサービス(各種証明書の発行等)

#### 16 おむつ使用証明書(医療費控除)の発行

- (内 容) 要介護認定を受けていておむつ代を医療費控除として申告するのが2年目以降の方に対し、医師が発行するおむつ使用証明書に代わるものとして「市が主治医意見書の内容を確認した書類」を発行します。
- (対 象 者) 要介護1～5の要介護認定を受けていて(行田市の被保険者)、ねたきりの状態及び失禁の状態が確認できる方  
※ 要介護認定の状況により、発行できない場合があります。
- (費 用) 無料
- (持参するもの) 証明を受ける方の介護保険被保険者証
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 地域包括ケアグループ6番窓口  
TEL:556-1111 内線 278

#### 17 要介護認定者にかかる障害者控除の認定

- (内 容) 要介護認定を受けている方について、所得税・住民税に係る障害者控除の認定を行い、本人及び家族等の経済的負担の軽減を図ります。申告の対象となる年の12月31日(年の途中で死亡した場合は、死亡日)が基準日です。
- (対 象 者) 満65歳以上で、要介護1～5の要介護認定を受けた方(行田市の第1号被保険者)  
※ 要介護認定の状況により、非該当となる場合もあります(確定申告の必要のない方を除く。)
- (持参するもの) ・介護保険被保険者証  
・申請者の身分を証明するもの  
(マイナンバーカードまたは運転免許証等)
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 介護保険グループ7番窓口 TEL:556-1111 内線 269

#### 18 成年後見制度

- (内 容) 本人の判断能力が十分ではない場合(認知・記憶等に障害のある高齢者、知的障害者、精神障害者等)に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。本人の判断能力の程度(医師の診断を受け、申立てに必要な“診断書(成年後見用)”に記載された類型)によって、下記のように分類されます。
- ・判断能力が全くない場合 後見
  - ・判断能力が著しく不十分な場合 保佐
  - ・判断能力が不十分な場合 補助
- (申 立 て 先) 本人の住所地(原則として、本人が住民登録している場所)を管轄する家庭裁判所
- (申 立 人) 本人、配偶者、四親等内の親族等  
※ 4親等内の親族に審判を申立てする方がいない場合は市長が申立人となります。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 地域包括ケアグループ6番窓口  
TEL:556-1111 内線 278

## 第4 多年にわたり社会に貢献された方々に敬意を表し長寿を祝福するサービス

### 19 敬老模範家庭・金婚夫婦の表彰

- (内 容) 毎年9月第1土曜日に開催する「行田市敬老祝賀式典」において、敬老模範家庭及び金婚夫婦を表彰し、記念品を贈呈しています。
- (対 象 者) ・敬老模範家庭  
おおむね70歳以上のねたきり等の方を、おおむね3年以上介護して  
いて、敬老精神に特に厚い他の模範となる介護者（現在同居している  
必要があります。）の方  
・金婚夫婦  
結婚50周年を迎えるご夫婦
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 223

### 20 各地区敬老会事業への補助金の交付

- (内 容) 各地区自治会連合会が主催する敬老会事業に補助金を交付し、地域社会と高齢者の交流を支援、促進しています。
- (支 給 額) 運営費として各地区の高齢者数に補助金額を乗じて得た額
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 225

### 21 敬老祝金の支給

- (内 容) 9月の敬老月間において、長寿を祝福するための祝金を支給しています。
- (対象者及び支給額) ・喜寿（77歳）…10,000円  
・米寿（88歳）…20,000円  
・白寿（99歳）…30,000円  
※ 所定の要件を満たす必要があります。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 223

## 第5 地域の方々と交流しいつまでも健康で明るく暮らすためのサービス

### 2.2 シニアクラブ（老人クラブ）活動

- (内 容) 高齢者の方々が仲間とともに趣味や社会奉仕等の活動を通して、健康増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送るために自主運営されている会員組織です。一般的には「老人クラブ」といわれておりますが、本市連合会では、誰もが親しみやすく参加しやすいクラブづくりができるように、「浮城シニアクラブ連合会」の愛称（正式名称は「行田市老人クラブ連合会」）で、単位クラブにおきましても「シニアクラブ」として活動しております。
- (対 象 者) おおむね60歳以上の方  
※ 入会の際は、各単位シニアクラブ（老人クラブ）へ直接申し込む必要があります。入会を希望される方や興味を持たれた方はお近くのクラブを紹介しますので下記担当までお問い合わせください。
- (補 助 金) おおむね60歳以上の方で会員が30名以上の場合、新規クラブの設立が可能となります。その際は、クラブの会員規模数に応じて補助金を支給いたします（年度内活動が6か月以上の場合に限ります。）なお、クラブの新規設立の際は、事前に下記担当までご相談ください。
- (問 合 せ) 高齢者福祉課 高齢福祉グループ6番窓口 TEL:556-1111 内線 225

## 行田市地域包括支援センターのご紹介

行田市では、市内の法人に委託し、高齢者の介護・医療・福祉等についての相談を受けるとともに、保健師や社会福祉士等の専門職が総合的な支援を行っております。日常生活を送る中で、何かお困り事がございましたら、いつでもお気軽にご連絡ください。なお、相談は無料で秘密は守られます。

### 行田市地域包括支援センター緑風苑

電話 557-3611

担当地区： 北河原、須加、長野、佐間の一部

### 行田市地域包括支援センターまきば園

電話 550-1777

担当地区： 荒木、星河、南河原

### 行田市地域包括支援センター壮幸会

電話 552-1123

担当地区： 太井、下忍、持田の一部

### 行田市地域包括支援センターふあみいゆ

電話 558-0088

担当地区： 太田、埼玉、佐間の一部

### 行田市地域包括支援センターほんまる

電話 578-7761

担当地区： 忍、行田、星宮、持田の一部